

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 6月26日

【会社名】 武田薬品工業株式会社

【英訳名】 Takeda Pharmaceutical Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長谷川 閑 史

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市中央区道修町四丁目 1 番 1 号

【電話番号】 大阪(6204)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 谷 口 岩 昭

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目12番10号
(武田薬品工業株式会社東京本社)

【電話番号】 東京(3278)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理部 主席部員 森 本 建次郎

【縦覧に供する場所】 武田薬品工業株式会社東京本社
(東京都中央区日本橋二丁目12番10号)

武田薬品工業株式会社横浜支店
(横浜市西区北幸二丁目 8 番 4 号)

武田薬品工業株式会社名古屋支店
(名古屋市西区牛島町 6 番 1 号)

武田薬品工業株式会社神戸支店
(神戸市中央区磯辺通三丁目 1 番 7 号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番 2 号)

証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の 1)

1 【提出理由】

当社は、平成25年6月26日開催の取締役会において、会社法第238条第1項及び第2項並びに第240条第1項に基づき、当社の取締役に対して、新株予約権の割当てを行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 銘柄

武田薬品工業株式会社 2013年度第1回発行新株予約権

(2) 発行数

459個

上記発行数は、割当予定個数であり、新株予約権の引受けの申込みの数の合計がこれに満たない場合には、当該申込みの数の合計をもって割当てる新株予約権の総数とする。

(3) 発行価格

割当日における新株予約権1個当たりの公正価額（ブラック・ショールズ・モデルにより同日の東京証券取引所の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）をもとにして算出）

(4) 発行価額の総額

未定

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 45,900株

新株予約権1個あたり当社普通株式100株。なお、当社が普通株式の株式分割、普通株式の無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

（注）株式の無償割当ての場合は、無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除く）を無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除く）をもって除した商をもって上記比率とする。

調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日以降、株式無償割当てまたは株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、取締役会の決議により、合理的な範囲で調整を行うものとする。

これら、目的となる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額（出資される財産の価額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

(7) 新株予約権の行使期間

平成28年7月20日から平成35年7月19日

ただし、平成28年7月20日より前であっても、新株予約権の割当てを受けた取締役が、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合には、退任の日の翌日より新株予約権の行使ができるものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

また、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(11) 当該取得の申込の勧誘の相手方の人数およびその内訳

当社取締役 4名

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項

に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当なし。

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権者は、本新株予約権の質入または担保に供することその他一切の処分を行わない。

上記を含め、新株予約権の行使の制限その他については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

(14) 新株予約権を割当てる日

平成25年7月19日